

[illegible]

●計画の中間見直しの見直し箇所、見直し方針について（前回の推進委員会にて説明）

教育・保育施設に係る必要利用定員総数（量の見込み）と確保の内容（確保量）

○見直し方針

✧ 平成29年1月27日付け事務連絡(6/29改定)で内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための作業の手引き」が示されていることから、この通知内容を基本として見直しを行う。

「見直しが必要な場合」

- 平成28年4月1日時点の支給認定区分(※1)ごとの実績値と計画値が10%以上かい離している場合。
- 平成29年度末以降も待機児童等の発生が見込まれる場合。
(平成31年度末に待機児童解消ができるよう計画する)
- 既に市町村計画の年度目標値を超えて整備を行った年度がある場合。

「目標値」

- 平成31年度末に待機児童解消。「確保量」が、「量の見込み」以上となる。

(※1)支給認定区分 1号認定→3歳以上の保育を必要としない子
2号認定→3歳以上の保育が必要な子
3号認定→3歳未満の保育が必要な子

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みとその確保量

地域子ども・子育て支援事業とは？

→延長保育事業、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業など

○見直し方針

✧ 平成29年1月27日付け事務連絡(6/29改定)で内閣府から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための作業の手引き」によると、必要に応じて「量の見込み」の見直しを行うこととされている。

既計画値と実績を比較し、大きく乖離がある場合や今後の事業実施の見通しを反映すべきものがある場合は、見直しを行う。

●平成29年10月以降に定数増とした整備計画

● 全年讀

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（1号）	0	0	-9
確保量（2・3号）	110	60	18

3歳以上の子ども（教育を希望する子ども） 1号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	0	0	-9
幼稚園			
認定こども園			18
確認を要しない幼稚園			-27

3歳以上の子ども（保育を希望する子ども） 2号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	66	34	9
保育所	66	34	3
認定こども園			6
その他			

3歳未満の子ども（0歳児）3号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	8	6	2
保育所	8	6	
認定こども園			
地域型保育			
その他			

3歳未満の子ども（1・2歳児）3号認定

市全域	29年度	30年度	31年度
確保量（計画値）	36	20	7
保育所	36	20	1
認定こども園			2
地域型保育			3
その他			

参考：第1回委員会資料

資料 3

平成29年8月7日（月）
第1回佐倉市子育て支援推進委員会

【平成29年度】

〈保育所の新規開園：臼井・千代田地区〉
定員50名⇒0～1歳各6名、2～3歳各9名、
4～5歳各10名

(保育所の移転による定員増:志津南部地区)
定員120名→0歳+2、1歳+9、2歳+12、
3~4歳+13、5歳+11

【學年30年生】

(保育所の新規開園、志津北部地区)
定員60名→0歳6名、1～2歳各10名、
3～4歳各11名、5歳12名

【平成31年度】

(幼稚園の認定こども園への移行:佐倉地区)
定員270名 → 1号:180名、
2・3号:90名
(0～2歳:各10名、3～5歳:各20名)

(保育所の新規開園:志津北部地区)
定員60名→0~2歳各9人、3~5歳各11名

(小規模保育事業の新規開所:白井・千代田地区)

②定員19名→0歳3名、1～2歳各8名

●中間見直し後の素案については、当初計画との変更箇所を以下の新旧対照表にて作成（次ページ以降）

区分	新	旧

区分

P42

・追加

新

旧

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる番号1つに○をつけてください。

285-0000

佐倉市〇〇〇〇〇番地

佐倉 太郎様 の保護者様

0000000000 - 00001

宛名ラベルの左下にある数字のうち、ハイフン（-）の前にある10ケタの数字の、下2ケタの数字（下線部分）が中学校区を示す番号ですので、番号をご確認のうえ、下記の枠の中からお選びになり、該当する番号に○をつけてください。

※左記のラベルはイメージです。

31. 佐倉中学校区

32. 志津中学校区

33. 上志津中学校区

34. 南部中学校区

35. 臼井中学校区

36. 井野中学校区

37. 佐倉東中学校区

38. 臼井西中学校区

39. 西志津中学校区

40. 臼井南中学校区

41. 根郷中学校区

平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育園など）の利用状況についてうかがいます。

※ここでの「定期的な教育・保育の事業」とは、月単位で定期的に利用している幼稚園や保育園を指します。

問17 宛名のお子さんは、平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

いずれも利用していない方は⇒ 問17-2へ

1週あたり何日、1日あたり何時間（何時から何時まで）、利用している場所について、[] 内に数字でご記入ください。時間は、必ず09時～18時のように24時間制でご記入ください。

①利用している施設	現在の利用状況	希望の利用時間等	利用の場所
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
3. 認可保育園 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県の認可を受けた定員20人以上のもの)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
4. 認定こども園	1週あたり [] 日	1週あたり [] 日	1. 佐倉市

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる番号1つに○をつけてください。

285-0000

佐倉市〇〇〇〇〇番地

佐倉 太郎様 の保護者様

0000000000 - 00001

宛名ラベルの左下にある数字のうち、ハイフン（-）の前にある10ケタの数字の、下2ケタの数字（下線部分）が中学校区を示す番号ですので、番号をご確認のうえ、下記の枠の中からお選びになり、該当する番号に○をつけてください。

※左記のラベルはイメージです。

31. 佐倉中学校区

32. 志津中学校区

33. 上志津中学校区

34. 南部中学校区

35. 臼井中学校区

36. 井野中学校区

37. 佐倉東中学校区

38. 臼井西中学校区

39. 西志津中学校区

40. 臼井南中学校区

41. 根郷中学校区

平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園・保育園など）の利用状況についてうかがいます。

※ここでの「定期的な教育・保育の事業」とは、月単位で定期的に利用している幼稚園や保育園を指します。

問17 宛名のお子さんは、平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

いずれも利用していない方は⇒ 問17-2へ

1週あたり何日、1日あたり何時間（何時から何時まで）、利用している場所について、[] 内に数字でご記入ください。時間は、必ず09時～18時のように24時間制でご記入ください。

①利用している施設	現在の利用状況	希望の利用時間等	利用の場所
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長しての預かり)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
3. 認可保育園 (都道府県の認可を受けた保育施設)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1週あたり [] 日 1日あたり [] 時間 ([] 時～ [] 時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村

(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)	1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	2. 他の市町村
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で子どもを保育する事業)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
9. その他の認可外の保育施設	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
12. その他()	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村

問18 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える施設にあてはまる番号すべてに○をつけてください。

なお、これらの施設の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育園の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

4. 家庭的保育 (保育者の家庭等で子どもを保育する事業)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
5. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
6. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
7. その他の認可外の保育施設	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
8. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
9. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村
10. その他()	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1週あたり[]日 1日あたり[]時間 ([]時～[]時)	1. 佐倉市 2. 他の市町村

問18 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える施設にあてはまる番号すべてに○をつけてください。

なお、これらの施設の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育園の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

	1. 幼稚園（通常の就園時間の利用） 2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して<u>預かる事業のうち定期的な利用のみ</u>） 3. 認可保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの） 4. 認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設） 5. 小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた 定員概ね6～19人のもの） 6. 家庭的保育（保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育するもの） 7. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設） 8. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育園ではないが、自治体が認証・認定した施設） 9. その他の認可外の保育施設 10. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育するもの） 11. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かるもの） 12. その他（ ）	
	問18-1 教育・保育施設を利用したい場所についてうかがいます。 「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。 1. 佐倉市 2. 他の市区町村	
	問18-2 問18で「<u>1. 幼稚園（通常の就園時間利用）</u>」または「<u>2. 幼稚園預かり保育</u>」に○をつけ、かつ3～12にも○をつけた方にうかがいます。 <u>特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合含む）の利用を強く希望しますか。</u> <u>当てはまる番号に○をつけてください。</u> 1. はい 2. いいえ	
区分	新	旧